



RECRUITMENT FOR GOTEMBA CITY SCHOLARSHIP STUDENTS

令和8年度 御殿場市 育英奨学生 募集のしおり

申請開始期間…2026年1月5日（月）～2月4日（水）

申請受付場所…御殿場市教育委員会 教育総務課
(市役所本庁舎5階)

- 御殿場市育英奨学生は、生徒または学生本人に貸与する貸付金です。
- 卒業後、貸与された貸付金は全額返還していただきます。
- 返還された奨学生は次の奨学生として後輩へリレーされます。
- 進学には多額の費用がかかります。進学前によく調べましょう。
- ご家族で相談し、将来の生活設計をきちんと考えて申請してください。
- 貸与を希望する場合は、必ず生徒本人で書類を作成してください。
- 採用・不採用は選考委員会により3月上旬に決定し、通知します。

御殿場市教育委員会
2025.12

モデルケースで見る 御殿場市育英奨学金の流れ

～応募から返還完了まで～



【大学進学を予定する方の場合】

応募・採用

- 将来の生活設計を考え、進学費用の情報を集めて、保護者と相談
- 奨学金貸与申請関係書類一式を教育委員会へ提出
- 奨学生採用決定通知後、奨学金返還誓約書を教育委員会へ提出
- 高校卒業（18歳）

2026年
1月～

貸与開始

- 大学入学（18歳）
- 進学（通学）先の在学証明書を教育委員会へ提出
- 奨学金が指定期日に口座に振り込まれる
総額144万円（月額3万円×48か月）

貸与終了

- 社会人1年目（22歳）
- 奨学金返還計画書を教育委員会へ提出
- 1年間の返還猶予期間を利用
- Uターン就職し、御殿場市に定住

2030年
～3月

返還支援制度

- 御殿場市在住のため、返還支援制度に申請
- 3月ごろに認定通知書を受け取る

返還支援制度の詳細は
こちらから！



返還開始

- 社会人2年目（23歳）
- 毎月納付書払い返還
- 毎月の返還額6,000円
(14万4千円 - 返還支援額72千円
÷ 12か月)
- 返還完了まで毎年支援制度を利用

2031年
1月頃

返還完了

- 社会人11年目（33歳）
- 2041年3月（2040年度末）77万円（貸与額は144万円）の返還が完了
- 返還完了通知書を受け取る

2041年
～3月

目

次



奨学金を申請する前に、 あなたに知っていてほしいこと

01

御殿場市育英奨学金 制度の概要

1. 育英奨学金の目的
2. 奨学生の心得
3. 貸与金額
4. 貸与期間
5. 貸与方法等

02

育英奨学生申請について

1. 申請の資格
2. 申請受付期間 及び 受付場所
3. 貸与予定人数
4. 提出書類
5. 奨学生選考結果の通知
6. 他団体等の奨学金の重複受給について

03

採用後の手続き

1. 奨学生採用後の提出資料
2. 進学後の提出資料
3. 貸与期間中の提出資料
4. 育英奨学金の貸与停止

04

奨学金の返還について

1. 返還計画について
2. 育英奨学金の返還期限について
3. 返還支援制度について
4. 育英奨学金返還の猶予について
5. 返還期限の遵守について
6. その他の返還中の手続きについて

05

様式集

1. 育英奨学金貸与申請時に提出する書類用紙
2. 育英奨学金貸与決定後に提出する書類用紙
3. 御殿場市育英奨学金貸与規則（本文）



奨学金を申請する前に、 あなたに知っていてほしいこと

【奨学金はあなた自身が借りるもの】

御殿場市育英奨学金は、生徒または学生本人（あなた）に貸与する貸付金です。卒業後、**貸与された奨学金は返す必要がある**ことを承知したうえで申請してください。

貸与を希望する場合は、この募集のしおりをよく読み、ご家族の方と相談し、将来の生活設計をきちんと考えたうえで、あなた自身が書類を作成・提出してください。

申請にあたっては、このしおりをよく読み、申請書類に不備のないようにしてください。

01 御殿場市育英奨学生 制度の概要

1. 育英奨学生の目的

御殿場市では、経済的理由により修学が困難な生徒及び学生に対し、学資を貸与して教育の機会均等を図り、将来社会に貢献し得る優秀な人材を育成することを目的として奨学生制度を設けました。

市から学資の貸与を受ける生徒及び学生を「奨学生」といい、貸与される学資を「育英奨学生」といいます。奨学生は、育英奨学生の貸与を希望する人の中から選考のうえ決定されます。

育英奨学生は市民の尊い税金が原資となっていて、そのうえ制度が成り立っています。卒業後、返還されるお金は後輩の育英奨学生として再び活用される仕組みになっていますので、貸与を受けた人が決められた期間内にきちんと返還し、後輩のみなさんが経済的な心配をすることなく安心して勉学に励めるよう支えていくことが大切になります。

2. 奨学生の心得

奨学生は、市が定める御殿場市育英奨学生貸与規則を守り、学校の指導に従うとともに、奨学生としての資質の維持向上に努める必要があります。したがって、勉学の意欲が無かったり、学校内外の規律を乱すなど、奨学生としてふさわしくないと認められたときは、奨学生の貸与を終了することになります。

3. 貸与金額

| | | |
|----|---|---|
| 区分 | <ul style="list-style-type: none">高校生高等専門学校生（1～3年）専修学校生（高等課程） | <ul style="list-style-type: none">大学生（短期大学含む）高等専門学校生（4・5年）専修学校生（専門課程） |
| 月額 | 12,000円 | 30,000円 |

4. 貸与期間

進学する学校の卒業までの正規の修業期間

5. 貸与方法等

| 期別 | 貸与月 | 対象 | 備考 |
|-----|-----|------------|---------------------------------------|
| 第1期 | 4月 | 4月～7月分を振込 | 御殿場市教育委員会が必要と認めたときは、貸与方法を変更することができます。 |
| 第2期 | 8月 | 8月～11月分を振込 | その際、貸与額は4か月分以上12か月分以内の範囲で行います。 |
| 第3期 | 12月 | 12月～3月分を振込 | |

※奨学生は進学前には振り込まれないため、進学前に必要となる入學金等には利用できません。

02 育英奨学生の申請について

1. 申請の資格

申請の資格は次の各項のすべてに該当する方です。

- ア) 本市の住民基本台帳に記録されている者の子であること
- イ) 高等学校、専修学校（高等課程、専門課程に限る）、大学（短期大学を含み、大学院は除く）及び高等専門学校に進学する者であること
- ウ) 学業の成績に優れ、修学に堪え得ると認められる者であること
- エ) 経済的理由により修学が困難であると認められる者であること
- オ) 生計を一にする親族等に、市税の滞納がないと認められる者であること

2. 申請受付期間 及び 受付場所

期間：令和8年1月5日(月)から令和8年2月4日(水)／午前8時30分から午後5時15分

場所：御殿場市教育委員会 教育総務課窓口（市役所本庁舎5階）

※提出時に簡単な面談をするため、必ず本人が持参のうえ申請してください。

3. 貸与予定人数

10名程度

※育英奨学生は申請者の人物・学力・家計等を基準に照らして選考し、採用を決定します。

※採用は予算の範囲内で行います。申請基準を満たしていても、必ずしも採用になるとは限りません。

4. 提出書類

ア) 奨学生貸与申請書

イ) 所得状況等の確認に関する同意書

※所得状況等の確認に関する同意書を提出しない場合は、下記の書類を提出してください。

- ①家族全員分の住民票の写し（謄本）
- ②家族のうち収入がある方全員分の所得課税証明書
- ③家族のうち収入がある方全員分の市税の滞納のない証明書

ウ) 学業成績証明書

※高校等進学予定の方…別紙『学業成績証明書』に中学校長の証明を受けること

※大学等進学予定の方…別紙『学業成績証明書』に高等学校長の証明を受けるか、または学校発行の証明書を提出すること

※すでに大学等在学中の方…在学中の学校にて証明の交付を受けること

エ) 御殿場市育英奨学生応募チェックリスト

5. 奨学生選考結果の通知

(1) 奨学生貸与申請書、その他提出書類により資格があると認められる者について、御殿場市育英奨学生選考委員会において、奨学生として採用・不採用を決定します。

(2) 採用・不採用の決定については本人宛に通知します。通知は3月上旬を予定しています。

(3) 奨学生に選定された場合は、3ページに記載された手続き等を指定の期日までに行ってください。

6. 他団体等の奨学生との重複受給について

御殿場市育英奨学生は、他団体等の奨学生との重複受給を禁止していません。

しかし、他団体等では禁止している場合がありますので、よく確認し、重複受給が認められていない場合は、あなた自身でどちらの奨学生を受けるか判断してください。

また、貸与型の奨学生を重複受給することを決めた場合、それだけ返還金額が多くなるということになります。返還のイメージを持ち、将来の負担にならないようにしましょう。

03 採用後の手続き

1. 奨学生採用後の提出資料

(1) 提出書類等

ア) 奨学生返還誓約書（必ず奨学生本人で書類を作成してください）

※連帯保証人欄は、それぞれの該当者本人の自署直筆によること

※連帯保証人（保護者以外）は、独立の生計を営む者で、同一世帯以外の者であること

※連帯保証人を立てられない場合は、貸与することはできません。

※奨学生返還誓約書の連帯保証人欄にはそれぞれの実印を押印すること

※奨学生希望の具体的な理由は詳しく記入すること

※誤って記入した際は、修正液や修正テープを使わず、抹消線と訂正印により訂正すること

イ) 口座振込依頼書（振込先は奨学生本人名義の口座に限ります）

ウ) 奨学生返還明細書（現時点での返還計画を記入してください）

エ) 連帯保証人の印鑑登録証明書・・・各1通

オ) 振込先口座の金融機関、口座名義人等がわかる通帳やカードのコピー

(2) 提出場所

御殿場市教育委員会 教育総務課（市役所本庁舎5階）

〒412-8601 静岡県御殿場市萩原483番地

2. 進学後の提出資料

(1) 提出書類等

進学先の在学証明書（証明日が令和8年4月1日以後の証明書）

(2) 提出期日

令和8年4月10日(金)まで【必着】

※提出期日後に在学証明書を提出した場合は、第1期分の振込処理が5月以降になります。

(3) 提出場所

御殿場市教育委員会 教育総務課（市役所本庁舎5階）

〒412-8601 静岡県御殿場市萩原483番地

3. 貸与期間中の提出資料

(1) 育英奨学生の貸与期間中は、毎年在学証明書を提出いただきます。在学証明書提出に関する通知を送付しますので、指定された期日までに提出してください。

(2) 貸与の辞退、退学、住所変更、振込先変更、連絡先変更、その他当初届出した事項について変更が生じた場合は、速やかに御殿場市教育委員会へ連絡し必要な手続きを行ってください。

4. 育英奨学生の貸与停止

以下の場合は、ただちに御殿場市教育委員会へ連絡のうえ、所定の届出をしてください。

(1) 次の事由が生じた場合は、貸与を停止します。

ア) 奨学生が死亡したとき

(2) 次の事由が生じた場合は、貸与を停止し、返還をしていただきます。

ア) 病気その他の理由により、卒業の見込みがないとき

イ) 学業成績または素行が不良となったとき

ウ) 奨学生を必要としない理由が生じたとき

エ) その他奨学生として適当でないと認められた場合

04 奨学金の返還について

御殿場市育英奨学金は無利息です。

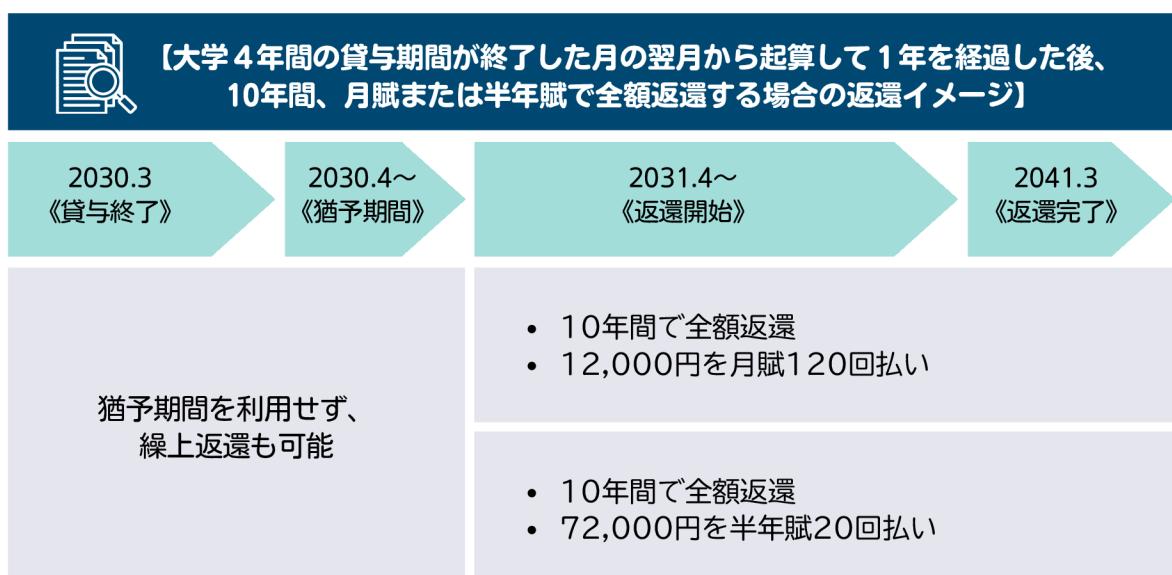
学生の間に貸与された金額は、決められた期間内に全額返還していただきます。

1. 返還計画について

- (1) 貸与額を120回（毎月返還を10年間）で割った金額を支払う月賦か、貸与額を20回（半年に1回返還を10年間）で割った金額を支払う半年賦かのどちらかを選択した返還計画を作成し、御殿場市教育委員会へ提出していただきます。
- (2) 返還計画に基づき、毎年4月に1年間分の返還納付書を送付いたします。

2. 育英奨学金の返還期限について

- (1) 返還計画に基づき、貸与の期間が終了した月の翌月から起算して1年を経過した後、貸与された全額を10年間のうちに返還してください。
- (2) (1)に限らず、返還計画より繰り上げて返還しても差し支えありません。



3. 返還支援制度について

作成いただいた返還計画に基づき、翌年度1年間分の返還計画金額の2分の1を支援する制度です。支援を受けるためには、御殿場市への定住等の条件があります。

また、制度を利用するためには毎年申請が必要です。

返還支援制度の詳細は [こちらから！](#)



【上記の返還イメージで、返還支援制度を利用すると…】

【支援制度利用要件】

- 返還計画を10年間で計画している
- 支援開始時に御殿場市民である
- 市税の滞納がない
- 返還に遅滞がない
- 御殿場市に定住する意思を有する

申請した翌年度の返還額が半分になります。

【上記の返還イメージの場合】

- 月賦なら1回12,000円の返還額が
→ **6,000円に減額！**
- 半年賦なら1回72,000円の返還額が
→ **36,000円に減額！**

4. 育英奨学金返還の猶予について

- (1) 奨学生が疾病、その他特別な理由により返還が困難なものは、届出により一定期間その返還を猶予することができる場合があります。奨学金返還猶予願と新たな奨学金返還計画変更届を御殿場市教育委員会まで提出してください。
- ※理由によっては猶予が認められない場合があります。
- ※一定期間返還を先延ばしするもので、返還する金額に変更はありません。
- (2) 貸与を受けた奨学生が、さらに上級の学校に進学する場合は、その在学期間中は返還を猶予することができます。奨学金返還計画書提出時に、併せて奨学金返還猶予願を御殿場市教育委員会まで提出してください。
- ※一定期間返還を先延ばしするもので、返還する金額に変更はありません。

5. 返還期限の遵守について

- (1) 御殿場市育英奨学金は貸与型（無利子）の奨学金であり、貸与された金額は貸与期間終了後の翌月から起算して1年間を経過後、10年間で全て返還しなければなりません。
- (2) 返還期限を超過した奨学金は滞納となり、御殿場市債権管理条例に基づき、強制徴収の対象となりうる場合があります。
- (3) 奨学生の皆様におかれましては、改めて育英奨学金の趣旨及び制度をご理解頂き、期限内に返還するようお願いします。

6. その他の返還中の手続きについて

- (1) 住所、氏名、電話番号、勤務先等に変更が生じた場合は、「重要事項変更届」を必ず提出してください。「重要事項変更届」は市ホームページからダウンロードするか、御殿場市教育委員会に連絡し取得してください。
- (2) 支払い方法の変更（月賦/半月賦の変更）を希望する場合は、必ず御殿場市教育委員会に連絡し、「奨学金返還計画変更届」を提出してください。
- (3) 繰上げ返還を希望する場合、残額分の一括返還納付書を送付しますので、御殿場市教育委員会までご連絡ください。
- (4) 返還が完了したときは、御殿場市教育委員会から「返還完了通知書」を送付します。

05 様式集

1. 育英奨学金貸与申請時に提出する書類
2. 育英奨学金貸与決定後に提出する書類
3. 御殿場市育英奨学金貸与規則（本文）

貸与申請時・貸与決定後に提出する書類があります。次の頁から様式集となりますのでご参照ください。

【注意事項】

- ・各種用紙はコピーしてお使いください。
- ・各書類の注意事項等を確認のうえ書類を作成してください。
- ・書類不備や虚偽の記載があることが判明した場合は貸与決定を取り消すことがあります。
- ・修正液・修正テープ・砂消しゴム等による訂正は認めません。記入内容を訂正する場合は、抹消線と訂正印により訂正してください。
- ・消えるボールペンは使用しないでください。

1

育英奨学金貸与申請時に 提出する書類

format

様式第1号(第5条関係)

奨学金貸与申請書

| | | | | | | |
|--|---|--|------|--------------|-------------------------------|------|
| フリガナ 氏名 生年月日 | 年 月 日 | 男 女 | 在学学校 | | | |
| 現住所 | ※持家区分: 自宅・借家・社宅・借間・その他() 〒 御殿場市 方書・アパート名等 電話番号 | | | | | |
| 家族 | 続柄 本人 | 氏名 | 年齢 | 職業等 | 年収(税込) | 個人番号 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 個人番号は 記入不要です | | | | | | |
| ※単身赴任している家族もご記入ください。 | | | | | | |
| 奨学金希望の具体的理由 | | 家族の状況や経済的な理由等(保護者の勤務先の経営悪化、各種ローンの有無等)をできるだけ詳しく記入してください。また、志望理由・学業への意欲と、志望校在学中にかかる費用の見通し等も記入してください。 | | | | |
| 志望校 就学期間 | | 学部 | | 学科 | | |
| | | 年 月 から 年 月 まで | 年間 | 志望校の学費総額の見通し | | 円 |
| 御殿場市育英奨学金の貸与を受けたいので署名して申請します。 なお、奨学生として選抜された上は学業に励み、人格の向上に努め、奨学生としての本分を 尽くすことを誓約いたします。 | | | | | | |
| 御殿場市教育委員会 様 | | 令和 年 月 日 | | 本人 (自署) | | |
| 保護者 | 氏名 | | 続柄 | | 生年月日 年 月 日生 日中連絡のつく電話番号 | |
| | 現住所 | | | | | |
| | 本籍 | | | | | |

※記入上の注意
 ・生徒または学生本人で記入して書類作成してください。
 ・※印のところは、該当のものを○で囲むこと。

所得状況等の確認に関する同意書

御殿場市育英奨学金貸与申請のために、所得の状況及び市税の納付状況を、公簿(市税の課税台帳、納税資料、住民基本台帳)により、御殿場市教育委員会が確認することに同意します。

また、公簿により確認できない場合は、関係書類を提出いたします。

令和 年 月 日

御殿場市教育委員会 様

同意する人

| 氏名(個人ごとに署名) | 住 所 |
|-------------|-----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

※記入及び提出にあたっての注意事項

* 氏名・住所は、それぞれ本人が署名・記入してください。

* 所得状況等の確認に関する同意書(この書類)を提出しない場合は、下記の書類を提出してください。

①住民票の写し(謄本)(マイナンバーの記載がないもの、本人及び家族全員分が必要です)

②所得課税証明書(収入がある者全員分が必要です)

③市税の滞納のない証明書(収入がある者全員分が必要です)

書明証績成業學

氏名：_____

上記に相違ないことを証明します。

日 月 年 令和

名
校
学

名長學校

三

※この書類の取り扱いについて

- ・高校等進学予定の方は、この『学業成績証明書』に中学校長の証明を受けること。
・大学等進学予定の方は、この『学業成績証明書』に高等学校長の証明を受けるか、または学校発行の成績証明書を添付してください。
・すでに大学等在学中の方は、在学中の学校にて証明を受けること。

御殿場市育英奨学生応募チェックリスト

連絡・問い合わせ先…御殿場市教育委員会 教育総務課
TEL0550-82-4520

・申請者氏名

- ・申請にあたっては、このチェックリストと下記書類を添えて提出してください。
- ・提出いただいた書類はいかなる理由があっても返却いたしません。
- ・書類不備や虚偽の申請があった場合は、選考の対象となりません。
- ・申請書類を提出する方は、本人確認のため、身分証明書を必ず持参してください。

・日中連絡のつく電話番号

| 1 奨学生の資格について | | チェック |
|--|--|--------|
| ① 短期大学・専修学校(高等課程または専門課程)に進学する者ですか？ もしくはすでに在学している者ですか？ | | はい いいえ |
| ② 保護者の住民登録地は、御殿場市ですか？ | | はい いいえ |

| 2 提出書類について | | チェック |
|--|--|--------|
| ※『所得状況等の確認に関する同意書』の有無により提出書類が変わります。必ずご確認ください。 | | |
| A 『所得状況等の確認に関する同意書』を提出する場合 | | |
| ① 『奨学金貸与申請書』 | | |
| 全ての欄に記入してありますか？ ※個人番号は記入不要です。 | | はい いいえ |
| 奨学金希望の理由は詳しく記載してありますか？ | | はい いいえ |
| ② 『所得状況等の確認に関する同意書』 | | |
| 同意する人の欄には、奨学金貸与申請書の家族欄に記入した方全員について、 それぞれ本人が署名してありますか？ | | はい いいえ |
| ③ 『学業成績証明書』 | | |
| 高等学校進学予定の方…中学校長から証明を受けていますか？ 大学進学予定の方…高等學校長の証明を受けているか、学校発行の証明書ですか？ 大学在学中の方…在学中の学校にて、学校発行の証明書ですか？ | | はい いいえ |
| B 『所得状況等の確認に関する同意書』を提出しない場合 | | |
| ① 『奨学金貸与申請書』 | | |
| 全ての欄に記入してありますか？ ※個人番号は記入不要です。 | | はい いいえ |
| 奨学金希望の理由は詳しく記載してありますか？ | | はい いいえ |
| ② 『奨学金貸与申請書』の家族欄に書かれた世帯全員分の住民票の写し(謄本) | | |
| 家族全員分の記載はありますか？(謄本を取得しましたか？) | | はい いいえ |
| 住民票にマイナンバーの記載はありませんか？ ※ある場合はマジック等で見えないようにして ください。 | | はい いいえ |
| 証明日から 3 か月以内のものを添付してください。 | | はい いいえ |
| ③ 『奨学金貸与申請書』の家族欄に書かれた世帯全員分の所得課税証明書 | | |
| 証明日から 3 か月以内のものを添付してください。※収入がない方の証明は必要ありません。 | | はい いいえ |
| ④ 『奨学金貸与申請書』の家族欄に書かれた世帯全員分の滞納のない証明書 | | |
| 証明日から 3 か月以内のものを添付してください。※収入がない方の証明は必要ありません。 | | はい いいえ |
| ⑤ 『学業成績証明書』の添付はありますか？ | | |
| 高等学校進学予定の方…中学校長から証明を受けていますか？ 大学進学予定の方…高等學校長の証明を受けているか、学校発行の証明書ですか？ 大学在学中の方…在学中の学校にて、学校発行の証明書ですか？ | | はい いいえ |

2

育英奨学金貸与決定後に 提出する書類

format

様式第3号(第7条関係)

(表)

奨学金返還誓約書

(兼個人情報の取扱いに関する同意書)

御殿場市教育委員会 御中

私は御殿場市育英奨学金を次のとおり借用いたします。

つきましては、御殿場市育英奨学金貸与規則の定めを遵守し、誠実に返還することを誓約します。

また、裏面の「個人情報の取扱いに関する同意条項」を承認し、同意します。

令和 年 月 日

| | | | |
|------|---------------|------|---|
| 貸与期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | |
| 月額 | 円 | 借用総額 | 円 |

| | | | |
|-----------|------------|---|--|
| 奨学生 本人 | 住所 〒 - | | |
| | 電話番号 - - | | |
| | 署名 | 印 | |
| | 生年月日 年 月 日 | | |

次の、連帯保証人欄記載者は、御殿場市教育委員会に対し、上記の奨学生の返還について、奨学生本人と連帯して保証することを承認します。なお、裏面記載の「個人情報の取扱いに関する同意条項」を承認し、同意します。

| | | | |
|------------------|---------------|----|--|
| 連帯保証人 | 住所 〒 - | | |
| | 電話番号 - - | | |
| | 署名 | 実印 | |
| | 続柄 生年月日 年 月 日 | | |
| | 勤務先 | | |
| 連帯保証人 (保護者以外) | 住所 〒 - | | |
| | 電話番号 - - | | |
| | 署名 | 実印 | |
| | 続柄 生年月日 年 月 日 | | |
| | 勤務先 | | |

※記入にあたっての注意事項(この書類は必ず本人持参により提出してください。)

1, 誓約書作成時に奨学生が未成年の場合には、連帯保証人のうち1名は保護者とすること。

2, 連帯保証人は実印を押印の上、市区町村長の発行する印鑑登録証明書を各1通添付してください。

3, 連帯保証人(保護者以外)は、独立の生計を営む者で同一世帯以外の者でなければなりません。

4, 連帯保証人を立てられない場合は、貸与することができません。

5, 奨学生・連帯保証人各欄の署名は必ず本人自筆により記入してください。

(裏)

口座振込依頼書

御殿場市育英奨学金を下記口座に振り込むよう依頼します。

御殿場市教育委員会 御中
令和 年 月 日

〒
住 所 _____

氏 名 _____
電話番号 _____

| | | | | | | | |
|------------|----------------------|--|--|----------------|--|--|--|
| 振込希望期間 | 年 月 日から 貸与終了日まで | | | | | | |
| 振込先金融機関 | 銀行 信用金庫 農協 | | | 店 支店 出張所 | | | |
| 預金種別及び口座番号 | 普通・当座 | | | | | | |
| フリガナ | | | | | | | |
| 口座名義人 | ※奨学生本人名義の口座 に限ります | | | | | | |

※振込先口座の金融機関名・口座番号・口座名義人等がわかる通帳やカードのコピーを添付してください。

奨学金返還明細書

| | | | |
|-----------------|--|-------|--|
| 決定番号 | | 奨学生氏名 | |
| 現住所 | 〒 | | |
| 学校名 (学部・専攻等) | | 借用総額 | |
| 貸与期間 | | 返還期間 | |
| 返還方法 | <input type="checkbox"/> 月賦 … 返還回数 120回(年12回×10年) <input type="checkbox"/> 半年賦 … 返還回数 20回(年2回×10年)※返済月は9月と3月です | | |
| 一回あたりの 返還額 | 円 (借用総額÷返還回数) | | |
| 納付方法 | ※口座引落しやクレジットカードによる納付はできません。下記2種類の納付書より選択してください。 <input type="checkbox"/> 御殿場市納入通知書 … 御殿場市内に本支店のある金融機関または東海4県の郵便局・ ゆうちょ銀行の窓口にて納付できます。 <input type="checkbox"/> 払込取扱票 <input checked="" type="checkbox"/> … 全国の郵便局・ゆうちょ銀行の窓口にて納付できます。 | | |

※現時点での返還計画を記入してください。

【個人情報の取扱いに関する同意条項】

奨学生及び連帯保証人は、奨学金の支払に滞納が生じた場合は、徴収担当部署が、奨学金未納分徴収を目的に、以下の情報を、保護措置を講じた上で、収集・保有・利用することに同意します。

- 1) 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先等への本人情報及び給与支払などの状況
- 2) 奨学生及び連帯保証人の支払能力を調査するために必要となる、奨学生及び連帯保証人が申告した資産、負債、収入、支出、当市奨学金以外の債務の返済状況、金融機関における取引状況、保険の加入状況
- 3) 奨学生が未成年者の場合は、法定代理人の同意を得るために必要となる、親権者又は未成年後見人の氏名、生年月日、住所、電話番号、奨学生との続柄

3

御殿場市 育英奨学金貸与規則 (本文)

Regulation

御殿場市育英奨学金貸与規則(本文)

(目的)

第1条 この規則は、経済的理由により修学が困難な生徒及び学生に対し、御殿場市育英奨学金(以下「奨学金」という。)を貸与し、優秀な人材の育成を図ることを目的とする。

(奨学生の資格)

第2条 奨学金の貸与を受ける者(以下「奨学生」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されている者の子弟であること。
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第1条に規定する高等学校、大学(短期大学を含み、大学院を除く。以下同じ。)、高等専門学校又は法第124条の専修学校(高等課程及び専門課程に限る。以下同じ。)に在学する者であること。
- (3) 学業の成績に優れ、修学に堪え得ると認められる者であること。
- (4) 経済的理由により修学が困難であると認められる者であること。
- (5) 生計を一にする親族等に、市税の滞納がないと認められる者であること。

(奨学金の額及び貸与期間)

第3条 奨学金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、貸与の期間は、その学校における正規の修業期間とする。

- (1) 高等学校 月額1万2,000円
- (2) 大学 月額3万円
- (3) 高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る。) 月額1万2,000円
- (4) 高等専門学校(第1学年から第3学年までを除く。) 月額3万円
- (5) 専修学校(高等課程に限る。) 月額1万2,000円
- (6) 専修学校(専門課程に限る。) 月額3万円

(貸与の方法)

第4条 奨学金は、4月分を合わせて、年3回貸与する。ただし、御殿場市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めたときは4月分を超えて、12月以内の分の額を貸与することができる。

(貸与の申請)

第5条 奨学金の貸与を受けようとする者は、次に掲げる書類を別に定める期日までに教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 奨学金貸与申請書(様式第1号)
- (2) 成績証明書、出席状況調査書等
- (3) 保護者その他の教育委員会が必要と認める者の収入又は所得を証明する書類(給与所得者にあっては収入を証明する書類、給与所得者以外の者にあっては所得を証明する書類)

2 教育委員会が必要と認めるときは、前項に掲げる以外の書類の提出を求めることができる。

(選考)

第6条 奨学生の選考は、教育委員会が行い、その結果を奨学生選考結果通知書(様式第2号)により通知する。

(返還誓約書の提出)

第7条 前条の規定により奨学金の貸与を可とする決定を受けた者は、連帯保証人をたて、直ちに返還誓約書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む者でなければならない。

(奨学金の停止)

第8条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与を停止する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 病気その他の理由により卒業の見込みがないとき。
- (3) 学業成績又は素行が不良となったとき。
- (4) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (5) その他奨学生として適当でないと認められたとき。

(届出)

第9条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に定める届書を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 休学し、復学し、又は退学したとき 休学・復学・退学届(様式第4号)
- (2) 本人、保護者又は連帯保証人の身分、住所その他重要な事項に異動があったとき 重要事項変更届(様式第5号)
- (3) 進学し、又は編入したとき 進学・編入届(様式第6号)

(奨学金の返還)

第10条 奨学金は、貸与の期間が終了した月の翌月から起算して1年を経過した後10年以内に、月賦又は半年賦で返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

2 奨学生が退学し、又は奨学金の貸与を停止されたときは、その翌月から前項に準じ、奨学金を返還しなければならない。ただし、返還の期限については、教育委員会が定める。

3 奨学金は、無利子とする。

(返還の猶予)

第11条 教育委員会は、奨学生が疾病その他特別の理由により奨学金の返還が困難な場合は、奨学金返還猶予願(様式第7号)によって相当の期間その返還を猶予することができる。

(返還の免除)

第12条 教育委員会は、奨学生が死亡したとき、心身の著しい障害により労働能力を喪失し、若しくは労働能力に高度の制限を有し、奨学金の返還が困難であると認められるとき、又は特別な理由があると認めたときは、奨学金返還免除願(様式第8号)によって奨学金の返還の全部又は一部を免除することができる。

(返還の支援)

第13条 教育委員会は、奨学金の返還に係る支援をることができる。

2 前項の支援のために必要な申請その他の手続は、教育委員会が別に定める。

(補則)

第14条 この規則の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

御殿場市教育委員会 教育総務課
〒412-8601 静岡県御殿場市萩原483番地
☎0550-82-4520